

## 沖縄海区漁業調整委員会指示5第6号

令和5年4月28日に沖縄県が公示した漁業権のうち、共同第23号第一種共同漁業を内容とする共同漁業権を取得した漁業協同組合と関係地区内に住所を有する漁民であってその組合員ではないものとの関係において、当該漁業権の行使を適切にするため、漁業法（昭和24年法律第267号）第72条第8項、第120条第1項及び第157条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年8月29日

沖縄海区漁業調整委員会  
会長 上原 亀一

(漁業の操業)

第1 多良間村に住所を有する漁業者は、共同第23号第一種共同漁業を内容とする漁業（ナマコ漁業を除く。以下「当該漁業」という。）を営むことができる。

(遵守事項)

第2 第1の定めにより当該漁業を営む者は、共同第23号第一種共同漁業の免許の内容たるべき事項の漁業の時期、漁場の位置、漁場の位置及び区域を遵守しなければならない。

(漁獲実績の報告)

第3 当該漁業を営む者は、毎年1月から12月までの当該漁業の漁獲実績を、翌年の1月31日までに操業した区域を代表する漁業団体に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた漁業団体は、当該報告をとりまとめ、漁獲実績報告書（様式）により、報告対象年の翌年の3月31日までにその所在する村を経由して沖縄海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

(指示の有効期間)

第4 この指示の有効期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。